

## 事業開始手続きの概要〈通所リハビリテーション〉

### 1 通所リハビリテーション・介護予防通所介護リハビリテーション事業について

通所リハビリテーション事業とは、居宅の要介護者等が介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通い、その施設において心身の機能の回復維持を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことです。

保険医療機関の指定を受けている病院、診療所、または指定を受けた介護老人保健施設においては、届出を行うことにより事業を開始することができます。

### 2 事業開始方法について

#### (1) 事前協議

事業を開始するためには、事前に届出が必要ですので、必ず事業着手前（用地・施設取得を含む）にご相談ください。

#### (2) 受付

① 介護給付費算定にかかる体制等に関する届出書（以下、「届出書」）の受付は、**事業開始予定日（毎月 1 日）の前々月末（必着）**に締め切ります。

② 提出書類等

3 の「届出に必要な書類について」を参照してください。

③ 提出先及び提出部数

福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課に、1 部提出してください。

また、確認の際に使用しますので、必ず控えを 1 部作って事業所で保管しておいてください。

④ 確認

通所リハビリテーション事業所の事業開始の際には、**届出された書類の内容確認や必要に応じて、現地調査を行います。**

#### (3) 事業開始日

事業開始日は、原則として**要件審査終了後の直近の 1 日**です。

### 3 届出に必要な書類について

(1) 届出書等の必要書類はホームページに掲載しています。また、提出書類チェック表については、漏れなく記入して期限内に提出してください。

(2) 使用する印鑑は、すべて法務局に登録されている法人の代表者印を使用してください。

(3) 提出書類中、「写し」となっている書類については、申請者の代表者名で原本証明を行ってください。

※原本証明の記載例

この写しは、原本に相違ないことを証明します。

法人名

代表者名

登記済印

- (4) 申請書類の規格は、特段に定めのない限り A 4 サイズ (日本工業規格 A 列 4 番) としてください。
- (5) 別添の「提出書類一覧表・チェック表 (通所リハビリテーション)」を使い、チェック漏れがなければ確認の上、届出書に必ず添付して提出してください。
- (6) チェック漏れ、書類の記入漏れ、添付漏れがある場合は届出書を受理できません。
- (7) 届出時に添付できない書類がある場合は、担当にご相談ください。

#### 4 事業を開始するための要件について

- (1) 介護保険法第 70 条第 2 項、第 115 条の 2 第 2 項各号に該当しないこと。

事業を開始するために必要な主な要件は、次の①～⑤のとおりです。

その他、介護保険法はもちろんのこと、平成 25 年度より施行された「福岡市介護サービス事業等の基準等に係る福岡市条例等」が基本的な法令です。必ず、全文を熟読し、理解した上で届出してください。

- ① 保険医療機関の指定を受けた病院・診療所、または指定を受けた介護老人保健施設で行うものであること。
- ② 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が「福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び規則」等に定める基準及び員数を満たしていること。
- ③ 事業所の設備が「福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び規則」等に定める基準を満たしていること。
- ④ 「福岡市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例及び規則」等に定める運営に関する基準に従って適正な事業の運営ができること。
- ⑤ 法人・開設者及びその役員等が欠格事項 (法第 70 条第 2 項第 5 号から第 7 号まで、第 9 号又は第 10 号、法第 115 条の 2 第 2 項第 5 号から第 7 号まで、第 9 号又は第 10 号) に該当していないこと。

- (2) 申請者等が、福岡市暴力団排除条例に規定されている暴力団または暴力団員等に該当しないこと。

## 5 他法令について

法人設立を行った場合は、設立に関する届出が必要です。また、従業員を雇用した場合は、雇用関係や社会保険関係の届出が必要です。

(例)

- (1) 公共職業安定所 (雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届)  
(又は労働基準監督署)
- (2) 社会保険事務所 (健康保険・厚生年金保険新規適用届、新規適用事業所現況届、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届、健康保険被扶養者届)

## 6 相談・問い合わせ先について

事業開始に関する相談・質問等については、下記にお問い合わせください。

なお、来庁される場合には、事前に電話で来庁日時等の打ち合わせをしていただきますようお願いいたします。(予約なく来庁された場合、相談対応できませんのでご注意ください)

また、指定申請書受付締め切り日直前は、多数来庁者があり混雑しますので、必ず事前にご連絡ください。

## ○ 問い合わせ先

福岡市保健福祉局高齢社会部高齢者サービス支援課  
〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号  
Tel. (092) 711-4257 Fax. (092) 726-3328